聖カタリナ大学 看護学部 看護学科

感染対策マニュアル

Amor et Veritas

SCU

（2024 年 12 月改訂）

目次

第１章　はじめに 1
第２章　感染症に対する事前対策 2
　１．感染症予防の原則と対応 2
　２．感染症の基礎知識 2
　３．学生に対する感染予防対策 2
　４．情報の収集および発信 3
第３章　感染症発生時の対応 3
　１．感染症発生対応の指針 3
　２．感染症発生時の対応 3
　　１）感染症発生の探知 3
　　２）関係部局、関係機関等への連絡 3
　　３）被害拡大防止対策 3
　　４）学生・保護者・近隣住民等への不安の除去と再発防止対策 3
　　５）感染症の終息確認と管理 3
第４章　感染症発生時の対応とその体制 4
　１．感染症発生時の基本的対応 4
　　１）学生の罹患 4
　　２）教職員の罹患 4
　２．感染症発生時の報告と学校感染症出席停止への対応 4
　　１）臨地実習における感染症発生時（臨地実習の手引きを参照） 4
　　２）学内における感染症発生時 5
　３．集団発生が危惧される場合の対応 6
　　１）看護学科全学生への注意喚起（松山市駅キャンパス事務室） 6
　　２）休講等の決定（松山市駅キャンパス事務室） 6
　　３）学生の相談窓口（保健室もしくは松山市駅キャンパス事務局） 6
　　４）報道機関への情報提供（副学長） 6
第５章　その他 7
　１．関係法律、条文等 7
　　１）学校保健安全法関係条文：出席停止 7
　　２）学校保健安全法関係条文：臨時休業 9
　　３）学校保健安全法関係条文：保健所との連絡 9
　２．聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理規程 9

第１章　はじめに

１．目的

本マニュアルは、学校保健安全法および感染症法に定められた各種感染症に対する発生を予防し、まん延の防止をはかるため、迅速かつ適切に対応し、被害を最小限に抑えることを目的として、対策の要点をまとめている。なお、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理規程（以下、「危機管理規程」）における「危機」が生じた場合は、当該規程に基づく対応がなされることとする。

２．感染症対策に関する指針

１）感染症から学生・教職員の健康と生命を守る。
２）的確・迅速な対応により健康被害を最小限にとどめ、被害の拡大防止、事態収拾に努める。
３）関係部署、関係機関と関係を密にし、速やかな情報集約の連携体制を確保する。
４）プライバシーや個人情報に充分に配慮し、風評による被害が拡大しないように行動する。
５）適切な情報提供と管理に努める。

３．定義

ウイルス、細菌、寄生虫などの微生物が、人体又は動物の体内に侵入し、臓器や組織の中で増殖することを「感染」といい、その結果生じる疾患が「感染症」である。本マニュアルで取り扱う感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）第６条第１項に定められているものについて必要と判断された場合に対策を行う。

４．組織

学長は、各種感染症に対する発生の予防、まん延の防止について、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理規程に則り、必要に応じて聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理対策本部を設置する。松山市駅キャンパス保健室（以下、「保健室」）は、感染症の発生あるいは発生が疑われる場合に、その感染症の種類、状況に応じ関係各課と連絡・協力し、「学校保健安全法」ならびに「感染症法」に則り速やかに対応する。

第２章　感染症に対する事前対策

保健室は日頃より感染症発生の動向に注意し、必要時、学生および教職員へ情報発信を行い、予防啓発を行う。

１．感染症予防の原則と対応

１）感染源になる患者を免疫の持たない人から離し、早期に治療すること（感染源対策）
２）病原体で感染源となっている物を遠ざけ、消毒すること（感染経路対策）
３）予防接種や日頃の健康保持のための活動を行うこと（感受性対策）

２．感染症の基礎知識

１）潜伏期と感染性

すべての感染症には病原体から感染して発症するまでの潜伏期が存在する。潜伏期とは、体内に侵入した病原体が一定量に達して発症するまでの期間であり、潜伏期を左右するものは、病原体の要素として、病原体そのものの強さ・感染量・増殖速度が、宿主側の要因として、免疫能があげられる。感染性が現れるのは感染症の発症後とは限らない。疾患によっては潜伏期から治癒した後まで病原体の排出がみられることがあり、この期間は感染の機会となりうる。感染症を疑って診断する際には、各々の感染症の潜伏期を考慮した上で、感染の機会の有無を判断する。

２）感染経路の区分

（１）媒介物の有無による分類

①直接感染：　空気（飛沫核）感染、飛沫感染、接触感染・直接感染、性行為感染など
②間接感染：　媒介物感染（水系感染、食物感染など)、媒介動物感染

（２）侵入門戸による分類

①経口感染
②経皮感染
③経気道感染：　空気（飛沫核）感染、飛沫感染

３．学生に対する感染予防対策

看護学科では、下記のとおり入学後に感染症罹患状況の調査と抗体検査を実施し、抗体価に応じた予防接種の勧奨を行う。また、臨地実習における抗体価及び予防接種履歴の開示に関しては、『看護学生の感染予防対策にかかる同意書・意向調査票（別紙 1)』に基づき対応する。

１）1 年次の定期健康診断時に抗体検査を実施する。
２）ワクチン接種履歴（母子健康手帳のコピー等）を保健室へ提出する。
３）『予防接種のフローチャート（別紙 2)』に基づき、必要なワクチン接種を行う。
４）ワクチン接種後は保健室へ接種証明書を提出する。

※受診した医療機関で接種証明書が発行できない場合は診療明細書等を提出する。

４．情報の収集および発信

松山市保健所管内、中予地域および愛媛県、あるいは全国の感染症発生動向に注意し、必要時、学内での対策を検討し、予防啓発のための情報発信（ユニパ等）を行う。

◎松山市保健所
https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryo/hokenyobo/kansensho/index.html
◎中予保健所
https://www.pref.ehime.jp/chu52129/matsuyama_hc/kansen/index.html
◎愛媛県感染症情報センター
https://www.pref.ehime.jp/h25115/kanjyo/index.html
◎NIID 国立感染症研究所
http://www.nih.go.jp/niid/ja/

第３章　感染症発生時の対応

１．感染症発生対応の指針

保健室は、対応が必要と判断された感染症に罹患した学生（教職員）へのケアを医療機関あるいは保健所と連携し実施すると共に、感染拡大防止策を実施する。なお、危機レベルの高い場合には危機管理規程に基づき危機管理対策本部を設置し、感染症の分類に応じて、保健所の指示の下必要な措置を行う。

２．感染症発生時の対応

１）感染症発生の探知
（１）保健室は、感染者情報用紙（別紙３）に従って情報収集を行う。
２）関係部局、関係機関等への連絡
（１）保健室は、関係部局、関係機関の長等に電話等で第一報の連絡をする。
（２）以後随時、関係部局の長等と連絡を取り合う。
３）被害拡大防止対策
（１）感染症の原因と思われるものが現場に残されている場合、その除去に努めるとともに、避難の必要性を検討し、学生・教職員へ注意を呼びかける。
（２）原因除去に他の関係機関の協力が必要な場合は、学長が依頼する。
４）学生・保護者・近隣住民等への不安の除去と再発防止対策
（１）感染症の発生規模に応じて、発生状況とその対応等について、情報提供を行う。
（２）必要に応じて説明会を開催する。
（３）感染症の罹患者等への心のケアなどを行う。
５）感染症の終息確認と管理
（１）新たな患者発生が認められず、感染症の原因が除去されたと考えられる場合、関係部局の長は終息を宣言する。

第４章　感染症発生時の対応とその体制

１．感染症発生時の基本的対応

１）学生の罹患

学校感染症に罹患した場合、学校感染症出席停止の対応フロー（図２、図４）に基づいて対応する。

２）教職員の罹患

連絡を受けた松山市駅キャンパス事務室は、看護学部長、看護学部学生生活委員長、看護学部教務委員長、総務課（北条キャンパス）に連絡する。

２．感染症発生時の報告と学校感染症出席停止への対応

１）臨地実習における感染症発生時（臨地実習の手引きを参照）

①感染症発生時の報告体制（図１）

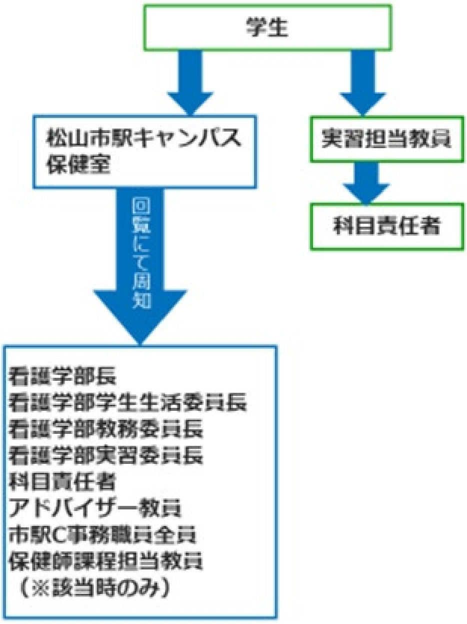

②学校感染症出席停止の対応フロー（図２）

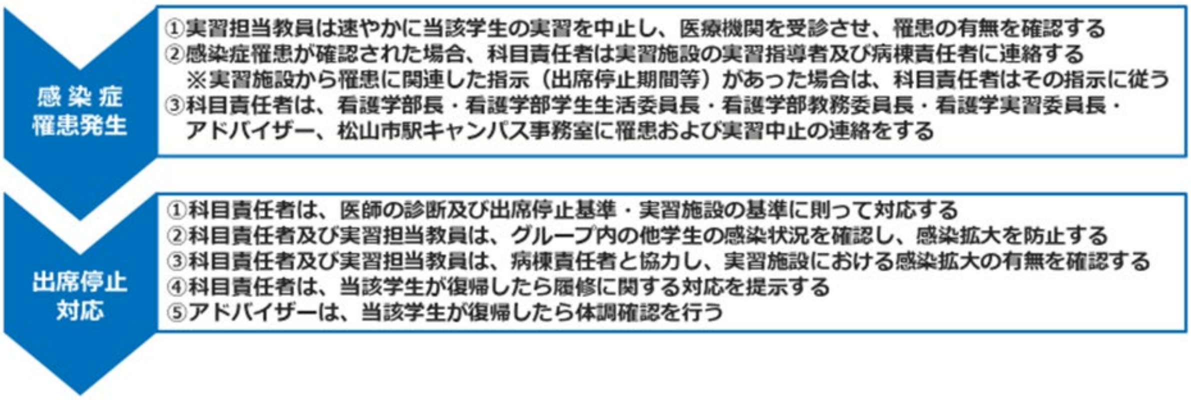

２）学内における感染症発生時

①感染症発生時の報告体制（図３）

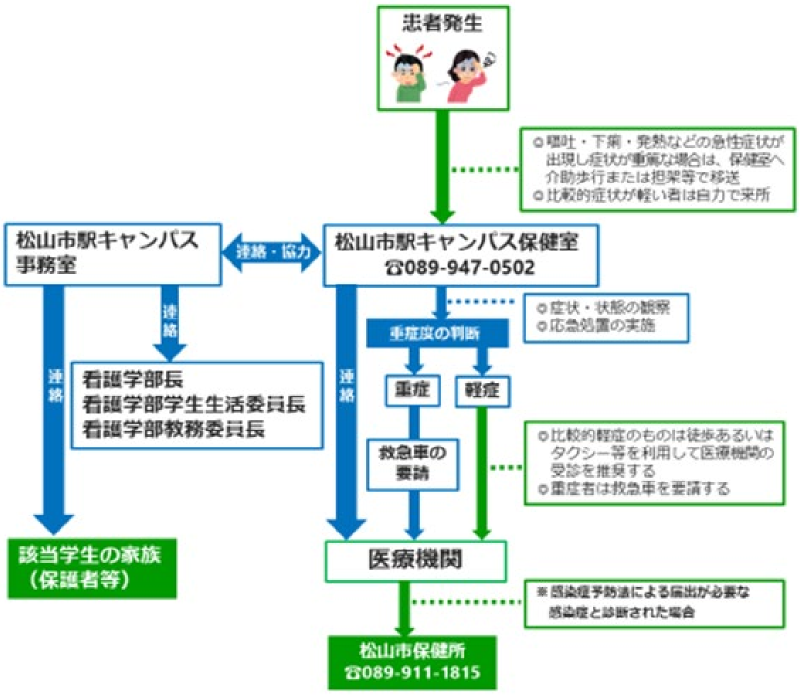

②学校感染症出席停止の対応フロー（図４）

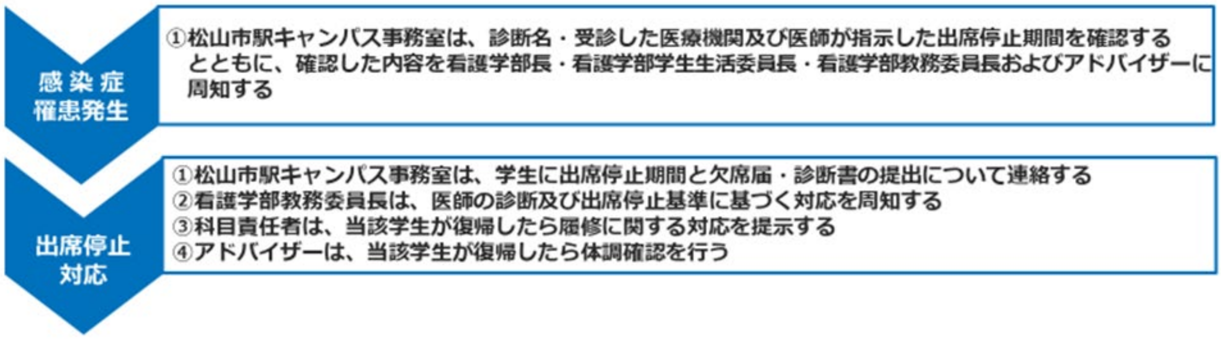

３．集団発生が危惧される場合の対応

集団発生が危惧される場合は、集団発生時の対応フローに基づいて対応し、危機管理対策本部が設置された場合は、前述のとおり「危機管理規程」に基づく対応がなされる。

＜集団発生時の対応フロー＞

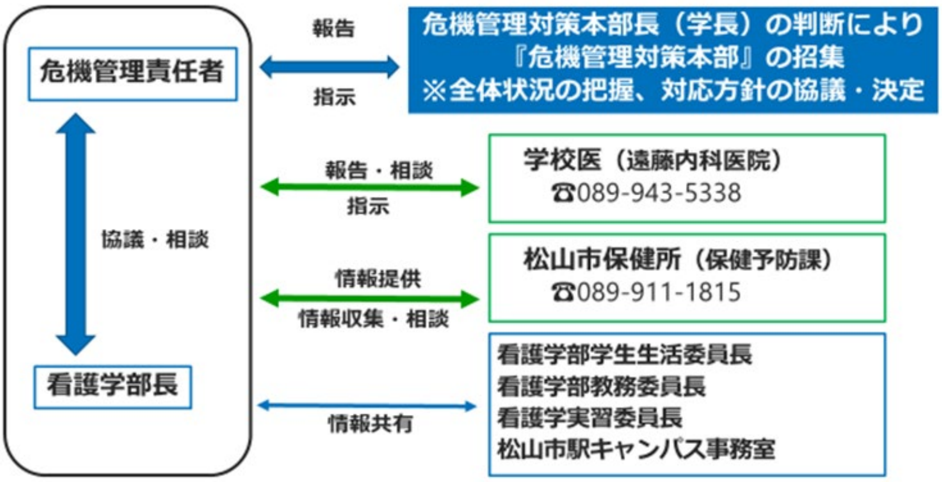

＜対応方針の決定＞

１）看護学科全学生への注意喚起（松山市駅キャンパス事務室）

感染予防対策について、学内掲示板（ユニパ等）による注意喚起を行う。

２）休講等の決定（松山市駅キャンパス事務室）

（１）緊急連絡体制に基づき、学生・教職員等へ連絡する。

連絡対象者	連絡方法
学生	一斉メールによる
教職員	緊急時連絡網による
非常勤教員　※当該日出勤予定者に限る	電話及びメールの併用による
清掃業者/警備業者/情報関連受託業者	責任者への電話による
大学訪問予定者	電話又はメールによる

（２）関係機関（松山市保健所　☎089-911-1815）へ連絡する。

３）学生の相談窓口（保健室もしくは松山市駅キャンパス事務局）

学生の相談窓口を開設する。

４）報道機関への情報提供（副学長）

危機管理規程に基づき対応する。

第５章　その他

１．関係法律、条文等

感染症の予防に関しては公衆衛生法令に「感染症法」等の法律があり、学校等にも適用され、一般公衆衛生の要請する範囲において、感染症予防活動の緊急性と強行性を保障している。しかし、学校における保管管理を考慮し、特に留意する必要のある感染症については、学校保健安全法で学校における感染症予防に関して必要な事項を定めている。

１）学校保健安全法関係条文：出席停止

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときには、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

〇学校保健法施行令

＜出席停止の指示＞

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときには、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあってはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあっては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

２ 出席停止の期間は、感染症の種類に応じて、文部省令で定める基準による。

＜出席停止の報告＞

第七条 校長は、前条第１ 項の規定による指示をしたときには文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

〇学校保健安全法施行規則

＜感染症の種類＞

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。（略）

＜出席停止の報告事項＞

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもってするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒の学年別人員数

五 その他参考となる事項

【感染症の種類と出席停止期間の基準】

種類	特徴	感染症の種類	出席停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）	
第1種	発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱	治癒するまで	
		クリミア・コンゴ出血熱		
		痘そう		
		南米出血熱		
		ペスト		
		マールブルグ病		
		ラッサ熱		
		急性灰白髄炎（ポリオ）		
		ジフテリア		
		重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）		
		中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）		
		特定鳥インフルエンザ		
		新型インフルエンザ等感染症		
		指定感染症		
		新感染症		
第2種	飛沫感染し流行拡大の恐れがある感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで （発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること）	ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません
		インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで	
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで	
		麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
		風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで	
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
		細菌性赤痢		
		腸管出血性大腸菌感染症		
		腸チフス		
		パラチフス		
		流行性角結膜炎		
		急性出血性結膜炎		
		※ その他の感染症	※法律上、出席停止の規定はありません 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

※その他の感染症については、学校医その他の医師が登学禁止を指示した場合、診断書が提出された上で条件により出席停止扱いを考慮する。
※その他の感染症については、感染拡大の恐れがある場合に学校医の意見を聞き、第３種感染症として扱う場合がある。なお、本学では感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑 は第３種感染症に準じる扱いとする。

（学校保健安全法施行規則などより）

２）学校保健安全法関係条文：臨時休業

第二十条 学校の設置者は、感染症予防上必要があるときには、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行う事ができる。

＜文部科学省令への委任＞

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校に置ける感染症の予防に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〇学校保健安全法施行規則

＜感染症予防に関する細目＞

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっておる疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときには、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

２ 校長は、学校内に、感染症の病毒に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときには、消毒その他適当な処置をするものとする。

３ 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときには、その状況により、適当な清潔方法を行うものとする。

３）学校保健安全法関係条文：保健所との連絡

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

２．聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理規程

＜目的＞

第１条 この規程は、聖カタリナ大学及び聖カタリナ大学短期大学部（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

＜定義＞

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「危機」とは、災害及び火災のほか、テロ、重篤な感染症などの重大な事件で職員及び学生等の生命もしくは身体又は本学の財産、名誉もしくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急な事象及び状態をいう。

（２）「危機管理」とは、危機が生じた際にどのような対応をすべきか、組織を指導し、管理する調整された活動をいう。

（３）「危機管理責任者」とは、副学長、学部長、短期大学部学科長、大学及び短期大学部の学生部長、事務局長をいう。

＜危機対策本部の設置＞

第７条 学長は、危機の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

２ 対策本部の構成は、次のとおりとする。

（１）対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

（２）本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

（３）副本部長 危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。

（４）本部員は、危機管理責任者、大学学科長、事務局課長、その他職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

３ 対策本部は、危機への対処の終了をもって解散する。

＜危機対策本部の設置＞

第３条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者として、本学の危機管理体制の充実に努めなければならない。

２ 危機管理責任者は、学長を補佐し、全学的な危機管理体制との連携を図りつつ、当該組織の危機管理体制の充実に努めなければならない。

３ 職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

聖カタリナ大学 看護学部 看護学科

感染対策マニュアル（2024 年 12 月改訂）

発行者：聖カタリナ大学看護学部看護学科

連絡先：聖カタリナ大学松山市駅キャンパス

〒790-0022　　松山市永代町 10 番地 1

TEL　089-947-0502（代表）

FAX　089-947-0505（代表）

別紙１

看護学生の感染予防対策にかかる同意書・意向調査票

聖カタリナ大学
　学長　坂原　明　殿

＊以下の事項について、当てはまる□にチェック（レ）をして下さい。

１．抗体価検査結果の開示について

□同意します

□同意しません

２．ワクチン接種実施状況の開示について

□同意します

□同意しません

３．学校医での予防接種について

□希望します

□希望しません　　→主治医・かかりつけ医でのワクチン接種を実施した場合ワクチン接種証明書を取得し、松山市駅キャンパス保健室まで提出してください。

記入日＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者（本人との関係）　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　　　）

※この用紙とワクチン接種履歴が確認できるもの（母子手帳等）をご提出ください。

提出期限：　　　年　月　日(　)まで

麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘
ワクチン接種のフローチャート
「医療関係者のためのワクチン
ガイドライン第３版より」

＜接種の流れ＞
１）10月～11月から実施開始
①麻疹・風疹→②ムンプス
→水痘の順で実施
２）上記終了1か月後以降から
Ｂ型肝炎ワクチン実施
Ｂ型肝炎ワクチンは
3回接種が必須
（1回目→1か月後に2回目
→6か月後に3回目）

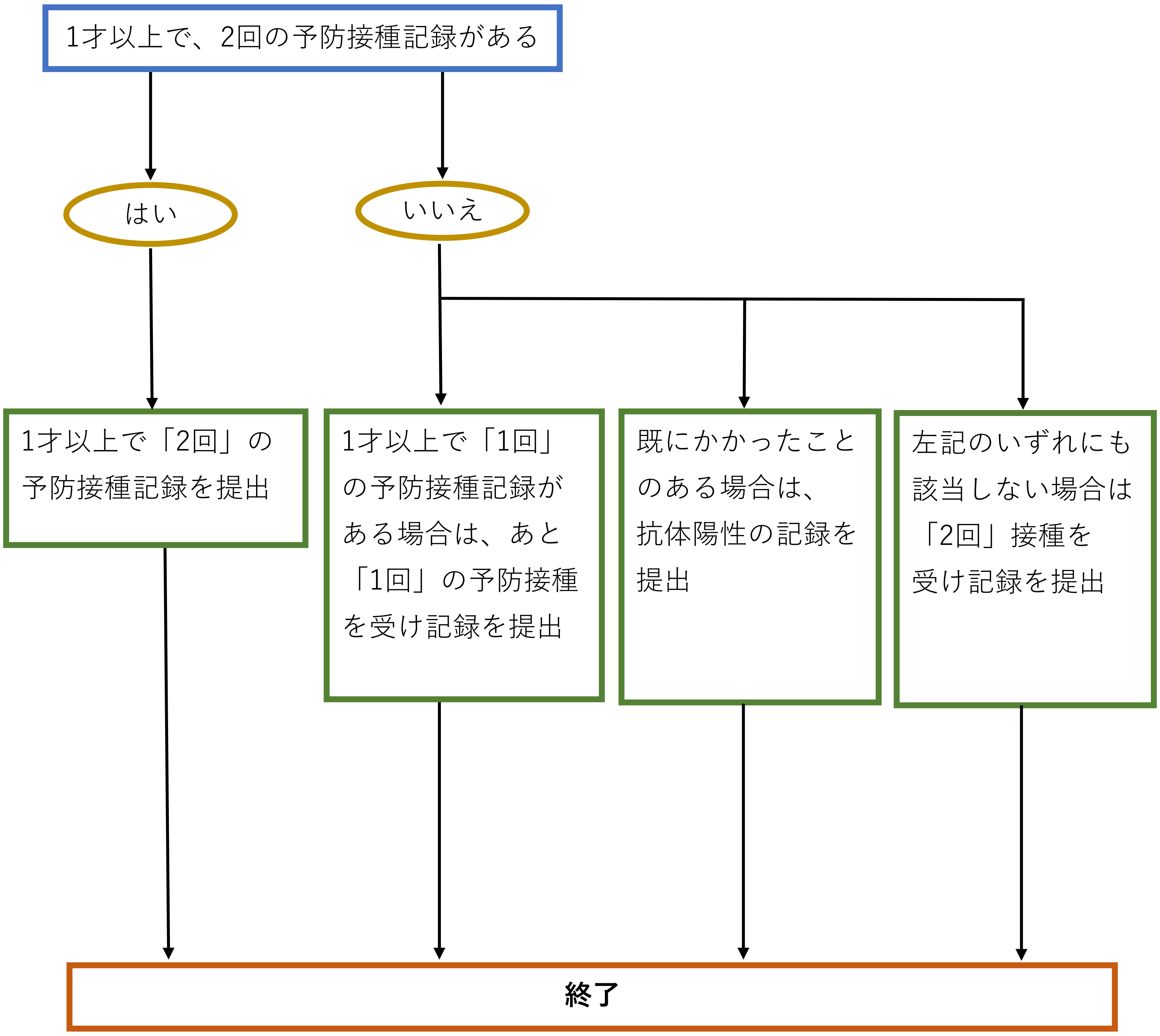

感染者情報用紙　　　　　別紙3

<table>
<tr><td>日時</td><td colspan="3">月　　　日　　　（　　　）</td><td colspan="2">時　　　分</td></tr>
<tr><td>学籍番号</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">（　　　年生）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>アドバイザー</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">実習担当</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">経緯</td><td>いつから</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>症状</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>現在の症状</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">接触情報</td><td>公共交通機関の利用</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>大学の出入り・利用教室等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>学内友人との接触</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陽性者との最終接触日</td><td colspan="3">月　　　日</td></tr>
<tr><td colspan="6">本日の授業・実習予定　困っていること</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">受診状況</td><td colspan="5">未受診　　・　受診予定（　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">受診　済</td><td colspan="4">月　　　日（　　　）</td></tr>
<tr><td>病院名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>診断名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査結果</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>医師からの
指示内容</td><td colspan="3">出席停止期間：　　／　　～　　／</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">欠席　・　遅刻　・（　　　　　　）</td></tr>
</table>